

教育現場におけるヤングケアラーの実態調査結果

1 調査対象

県内の公立及び私立の小学校、中学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校に在籍する児童・生徒（全学年）

2 調査方法

各学校が児童・生徒を対象に定期的実施している「いじめ等の生活アンケート調査」の中に、ヤングケアラーに関する下記の質問項目を追加して調査を実施。また、質問項目に該当した児童・生徒に対し、学校側が個別面談を行い、学校としての対応を検討した上で回答。

質問項目：「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。（ここで「お世話」とは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を指します。）」

3 実施時期

令和6年7月3日 ～ 同年10月31日

4 回収状況

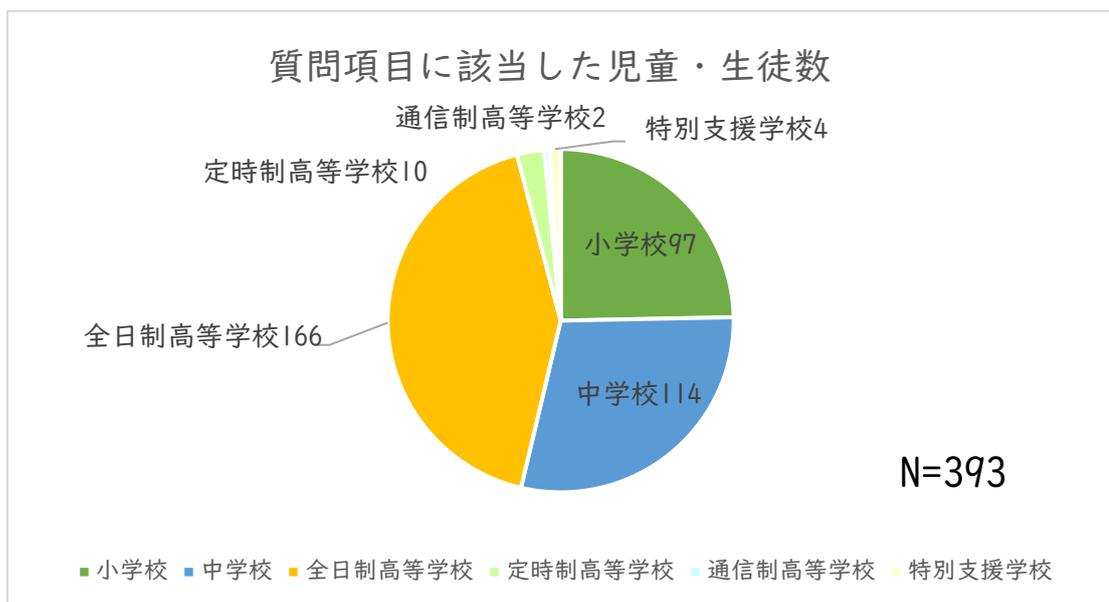
区分	対象学校数	対象生徒数	回答学校数	回収率
小学校	311	67,851	270	86.8%
中学校	176	35,469	148	84.1%
全日制高等学校	77	31,813	57	74.0%
定時制高等学校	8	575	8	100.0%
通信制高等学校	4	1,908	2	50.0%
特別支援学校	22	1,761	13	59.1%
合計	598	139,377	498	83.3%

5 調査結果

(1) 質問項目に該当した児童・生徒数

質問項目に該当した児童・生徒は、393人であり、全日制高等学校が166人と最も多く、次いで中学校が114人となっている。

区分	調査実施 児童・生徒数	該当児童・生徒数	割合
小学校	56,444	97	0.2%
中学校	29,459	114	0.4%
全日制高等学校	23,153	166	0.7%
定時制高等学校	418	10	2.4%
通信制高等学校	1,297	2	0.2%
特別支援学校	1,325	4	0.3%
合計	112,096	393	0.4%

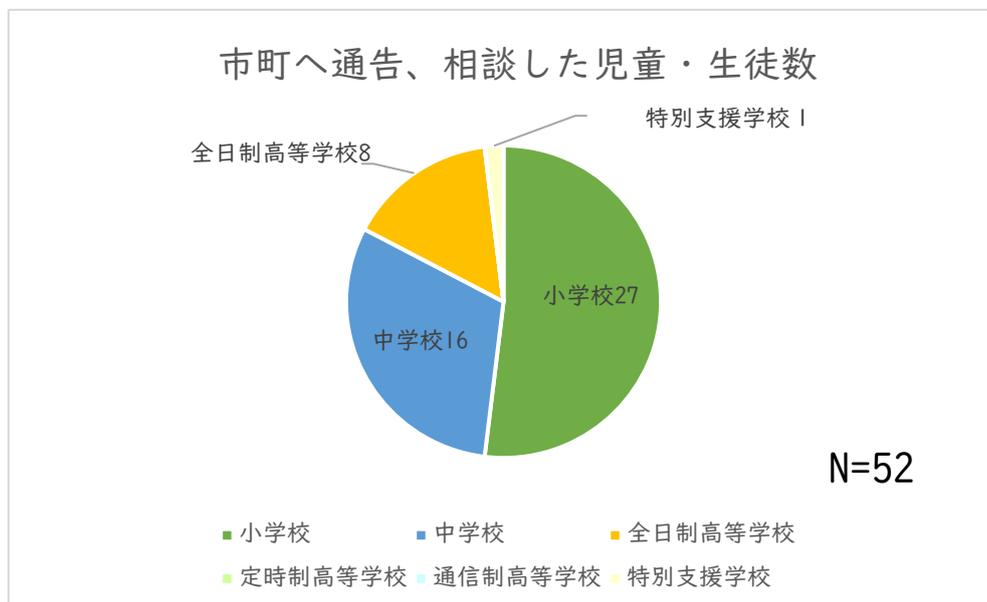
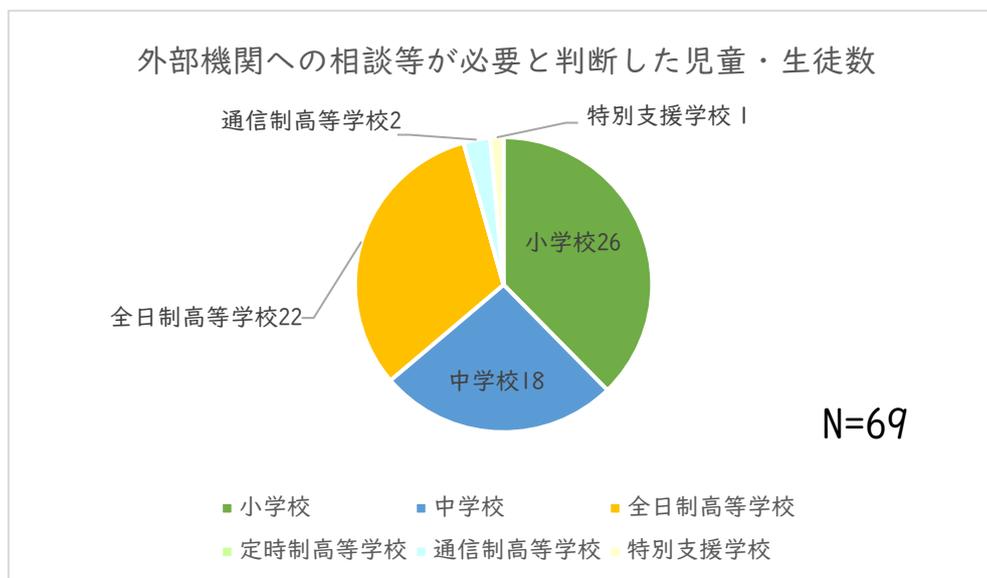


(2) 外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒数

質問項目に該当した児童・生徒のうち、学校が外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒は 69 人であり、小学校が 26 人と最も多く、次いで全日制高等学校が 22 人となっている。

(3) 市町へ通告・相談した児童・生徒数

外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒のうち、市町へ通告・相談した児童・生徒は 52 人（今回の調査実施前に通告・相談があった人数を含む）であり、小学校が 27 人と最も多く、次いで中学校が 16 人となっている。



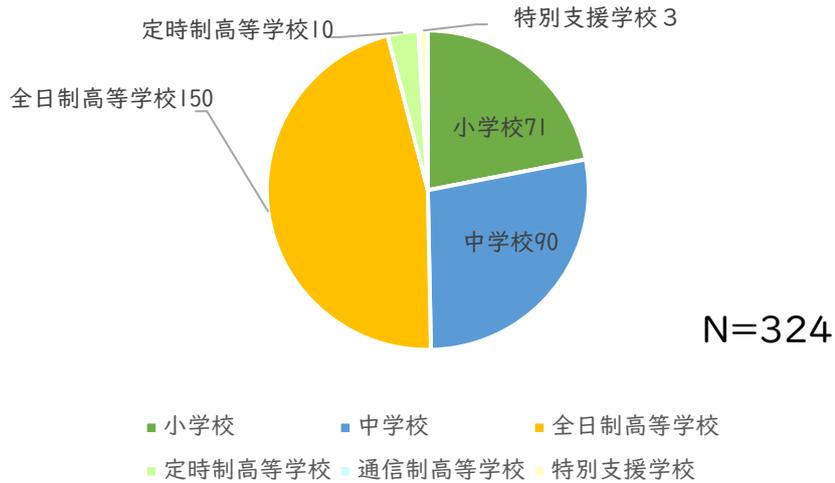
(4) 外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒数

質問項目に該当した児童・生徒のうち、外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒は 324 人であった。

外部機関への相談等が不要と判断した学校に理由を聞いたところ、「該当生徒は現時点では学校生活、部活動等、支障なく行えていることから見守ることとした」、「面談における聞き取りから、内容が家庭での手伝い程度であり、本人の負担感もないことから外部機関への対応は不要と判断した」との回答であった。

また、学校での面談の結果について分類分けしたところ、「手伝い・お世話の範囲内」、「学校生活に支障がない」、「本人の困り感や負担・ストレスがない」、「改善している」、「SSW や外部機関との連携がとれている」、「保護者や家族との関りがある」の大きく 6 項目に分けられた。

外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒数



(5) 学校からの相談を受けた後の市町での対応（重複あり）

学校からの相談を受けた後の市町での対応を聞いたところ、以下のような回答があった。（令和4年度までの対応結果についても参考として記載している）

市町での対応	対応の結果
・他機関との連携や市町メニューの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童として支援継続中 ・子ども食堂と連携し、食材や弁当等を提供 ・ホームヘルプサービス（※1）を導入 ・支援対象児童等見守り強化事業（※2）を導入 ・養育支援訪問事業を導入（※3） ・きょうだいの保育所入所支援 ・家庭訪問による支援（状況確認・清掃活動） ・ショートステイ（※4）を提案 ・スクールカウンセラーによる面談を開始 ・トワイライトステイ（※5）を提案 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業を導入（※6） ・スクールソーシャルワーカーへ相談開始 ・民生児童委員、主任児童委員との情報共有 ・重層的支援体制整備事業の活用（※8）
要保護児童対策地域協議会（※7）を開催し、関係機関と支援方針を協議	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童として支援継続中 ・学校と関係機関との連絡体制を構築 ・母子保健の保健師との連携を強化

- ※1：ホームヘルプサービス・・・ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。
- ※2：支援対象児童等見守り強化事業・・・市町村から委託を受けた子育て支援を行う民間団体等が、要対協の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する事業。
- ※3：養育支援訪問事業・・・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。
- ※4：ショートステイ・・・保護者が疾病、出産等の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行うサービス。
- ※5：トワイライトステイ・・・保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。
- ※6：ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う。
- ※7：要保護児童対策地域協議会・・・虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。
- ※8：重層的支援体制整備事業・・・既存の相談支援等の枠組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

6 まとめ

- ・ 過去の実態調査と比較して、回収率は令和4年度は85.2%、令和6年度は83.3%と電子申請システムでの回答に変更したが大きく割合が変わることはなかった。質問項目に該当した児童生徒数は令和4年度の329人から令和6年度は393人と増加する結果となったが、該当児童・生徒数の割合は、ほとんど変わらなかった。
- ・ 外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒数は令和4年度は59人であったが、令和6年度は69人と増加し、外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒数は令和4年度の270人から令和6年度は324人と増加している。
- ・ 市町独自で調査を行っている自治体も増えていることから、今後は市町単位での実態把握や支援体制構築を行い、身近に支援する必要があると考える。